

# 刑事司法の実践 I

捜査・公判段階における実践

森久智江（立命館大学）





本講義の目的。

捜査・公判、施設内処遇のそれぞれの段階において、

情報共有、刑務所内の日常生活や医療、本人がかかえる法的紛争の解決のあり方等、

刑事司法の各担い手と福祉専門職が具体的な連携を行う際の具体的課題とその対応について考えることを目指します。

# 本講義のメニュー。

I 捜査・公判段階  今ココ

II 施設内処遇段階（刑務所、少年院等）

III 社会内処遇段階（出所・出院後、保護観察中など）



# 刑事司法（広義） とは？

刑事司法（狭義）とは「捜査や公判（刑事裁判）」（以下①～③）

①捜査

②起訴（検察官にしかできない裁判の契機）

③公判（刑事裁判）

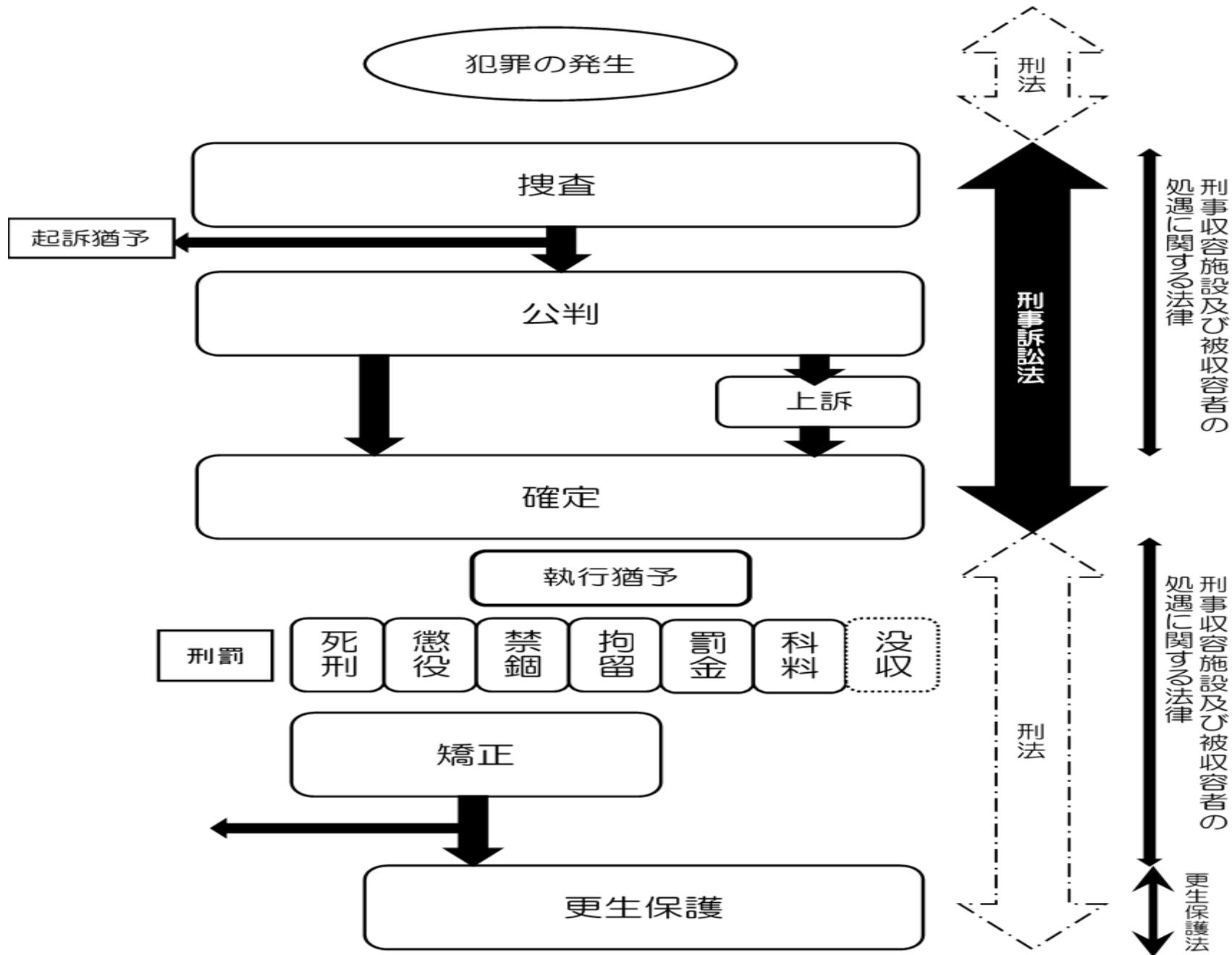
④施設内処遇（＝矯正）

⑤社会内処遇（＝保護）

←これらを全部合わせて刑事司法（広義）

☞詳しくは初級編をチェック！





# 捜査・公判段階における法的担い手

## 【捜査機関】

### ■警察

- 行政警察活動（犯罪予防・鎮圧）
- 司法警察活動（具体的事件の捜査）

...公訴の提起・追行のため、

- 犯罪の証拠の収集・確保
  - 被告人となり得る者の発見及びその身体を保全
- （警察限りの）微罪処分 or 送検（検察へ送る）へ



# 捜査・公判段階における法的担い手

## 【捜査機関】

### ■ 検察

#### ➤ 検察による捜査

#### ➤ 起訴・不起訴の決定（起訴便宜主義に基づく起訴権限を独占）

...検察だけが起訴する権限をもつ

...犯罪の嫌疑と訴訟条件が備わっていても、検察官の裁量により不起訴とすることが可能

☞ 捜査機関による捜査の結果に基づき、事件が公判へ進むか否かが決まる！



# 捜査・公判段階における法的担い手

## 【法的支援の担い手】

### ■ 弁護士

- 当番弁護士制度による初回接見
- 国選・私選弁護人としての弁護活動

...捜査の監視や公判準備のみならず、特に身柄を拘束されている事件の場合、未決拘禁中の継続的接見や環境調整による支援も重要に

= 捜査段階から公判段階を通して一貫した支援を行う担い手

※福祉職が関与しないケースにおいては（必ずしも法的専門性を要しない）環境調整も担う



# 捜査・公判段階における法的担い手

## 【司法機関（公判の担い手）】

### ■裁判所

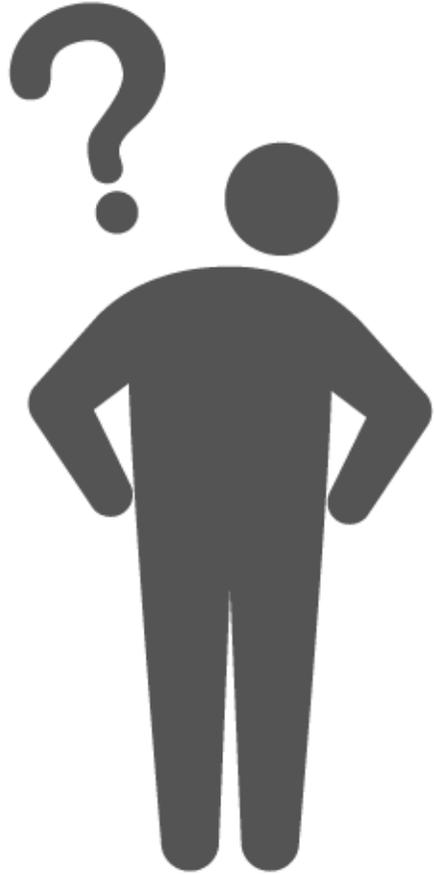
#### ➤ 事実認定と量刑の判断者（証拠裁判主義・自由心証主義）

...被告人の有罪について、検察官による「合理的疑いを超えた証明」が、証拠能力のある証拠に基づいてなされているか否かを判断

→ 有罪と判断した場合に、情状証拠に基づいて量刑を判断

☞ 飽くまで裁判所の判断は、「証拠」に基づき、「人」ではなく「事件」について行われる！

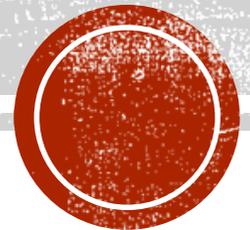




ん？

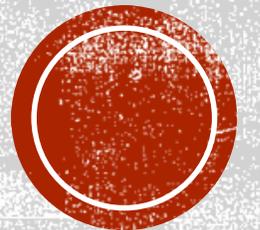
「人」ではなく「事件」？

裁かれてるのは「人」じゃないの？



# 法的視点と福祉的視点の差異

- ① 「事件」か「人」か？
- ② 「過去」か「未来」か？



➤ 法的視点... 「事件」 単位で見る

∴ 「人」 単位で見ると、今回の「事件」以外の要素も含んだ捜査や、事実認定・量刑になってしまうおそれ

ex. 前科・前歴、悪性格

cf. 戦前の「人」対象の処罰や監視への反省

→ 「罪（事件・犯罪行為）を憎んで人を憎まず」

+ さらに、問うべきは...

× これからの「事件（犯罪行為）」の危険性

○ 過去の「事件（犯罪行為）」の刑事責任

∴ 「未来」ではなく「過去」への視点が中心



➤福祉的視点...「人」単位で見る

∴福祉は飽くまで「その『人』が生きるための支援をどのように考えるか」に重点

...「事件（犯罪行為）」以外のその「人」の要素にも目を向けることで「事件（犯罪行為）」の意味付けがわかることも

+「事件（犯罪行為）」含め、それ以前のその人の過去の生活歴や現状から、今後を展望

=「過去」だけではなく「未来」に焦点

☞そもそも法的担い手と福祉的担い手は違うレンズで本人を見ている！

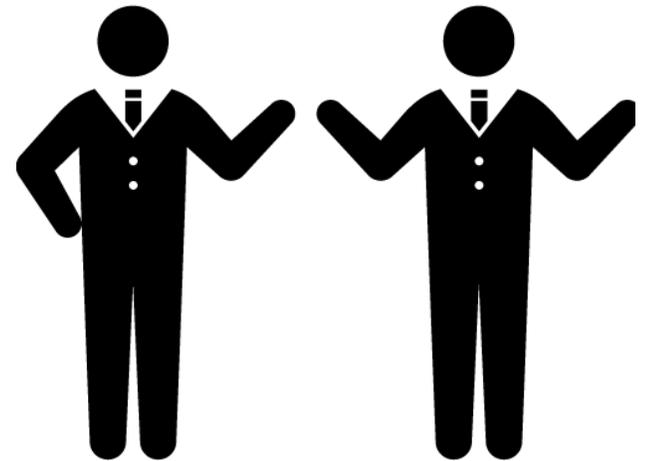


この視点の差異が  
あらゆるものの見方の差異にも繋がる。

Ex. 環境や人間関係

法的視点では「事件（犯罪行為）」の要  
因やリスクとしてとらえがち

⇔福祉的視点で、その「人」にとって強  
みとなるような、環境や人間関係等をど  
のように見出すのが重要に





この人は違うレンズで  
ものを見ているのかも。

...という意識を、  
どこかに持っておくといいかも。



# 捜査・公判と福祉職のかかわり

➤ 捜査機関（警察・検察）

➤ 弁護人

← 起訴前・起訴後でどのようにかかわる可能性があるのか？ その際の留意点は？



# 起訴前のかかわり

- 既に関係性のある人が逮捕された場合
- 逮捕された被疑者に福祉的ニーズがあり、検察・弁護人等を通じて依頼を受けた場合

→ いずれにしても、まずはその後の捜査や処分の見込み等を確認の上、限られた時間内で要調整



計23日間

→ 勾留期限までに検察は起訴・不起訴を決定

※ 在宅事件であっても、その後の処分決定に調整状況が影響を及ぼす可能性

☞ 機動的対応が求められる



# 本人にかかる情報の共有

## ➤ 捜査機関から依頼を受けた場合

...本人同意を得た上で一定の情報提供？

⇔しかし、必ずしも福祉にとって重要な情報が含まれているとは限らない（「事件」中心かも）

## ➤ 弁護士等（捜査機関以外）から依頼を受けた場合

...本人同意含め、面会等により情報を得る必要性

⇔一般面会＋弁護士を通じた特別面会の活用

時間やタイミングに限定・限界あり

☞ 捜査機関、弁護士（弁護士会）との「福祉的支援として何が重要なのか」等を共有する日常的な関係性構築が重要



# 本人にかかる情報の取り扱い

## ■ 捜査段階や面会等で得た本人にかかる情報

... 「事件」や「人」について、本人あるいは場合によっては、家族や被害者等の関係者の高度なプライバシーを含む情報

← 特に捜査情報については、有罪方向で一定のバイアスがかかった情報（×裁判で証拠に基づき認定された事実）であることもありうる

☞ プライバシー保護に留意することはもちろん、分析・検討にあたっては自ら収集した情報や他者の視点含め、多角的な視点を確保する必要性

Cf. 少年鑑別所（法務少年支援センター）の活用

※ 場合によっては精神鑑定を求めていく必要も



# 起訴後のかかわり

- 更生支援計画書の作成
- 証人としての公判出廷

← いずれについても、弁護人からは「減刑」のための一証拠（＝再犯防止のため？）として求められる？

⇔ 福祉職として重視すべきは...

- 飽くまで福祉的支援は「本人のため」のものであること
- パターナリスティックに弁護人や裁判所の直接的な「再犯防止」の要望に応えるようなものにならないこと
- ☞ 福祉としての独立性・自律性を保った対等な連携を！

